

## 第12回尾瀬国立公園協議会

平成27年3月10日

【片品自然保護官】 定刻になりましたので、第12回尾瀬国立公園協議会を開催させていただきます。本日は年度末のお忙しいところご参集いただき、どうもありがとうございます。

本日の会議は公開ということで、2名の方の傍聴がございましたということで、ご了承お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境省関東地方環境事務所長よりご挨拶申し上げます。

【関東地方環境事務所長】 関東地方環境事務所長の上杉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は年度末のお忙しいところ、本協議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。大変たくさんの方に今日も参加をいただいておりますけれども、尾瀬国立公園はいろんな立場の方が関わって、保全と利用という面で大変ご尽力をいただいていることと思います。こういう協議会の場をつくって、皆さんとの間でさまざまな情報を交換し、共有をしていくということが尾瀬の保全と利用という面で大変意義のあることではないかと考えております。

実は、こうした国立公園の管理に当たって、協議会をつくってみんなで協働的にやっという取り組みは、全国に先駆けた先進的な取り組みでございます。こういう尾瀬の取り組みがある意味ではモデルとなって、全国の国立公園でこうした協議会をつくっという動きが出ております。また、後ほど事務方のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、環境省でも検討会の報告ということで、こういう協働型の管理運営体制づくりをしていこうということになっておりまして、まさに尾瀬のこうした取り組みが手本になっているものでございます。

そうした中で、毎年この協議会をさせていただいて、尾瀬ビジョン、これはもう既に策定されて8年ということになっておりますけれども、このビジョンに沿って、さまざまな取り組みがなされてきている状況にあるかと思っております。今日も例年どおり、尾瀬ビジョンの行動計画に沿って、関係各機関の取り組みについてご報告をいただくということになるわけでございます。昨年特に議論がされました情報発信の取り組みですとか、あるいはこの協議会の前に分散利用に関する小委員会も開催されましたけれども、その小委員会での

議論の結果のご報告、そういったものが今日なされることになっているかと思えます。

こうした各構成員の皆様の取り組みについてご報告をいただくということで、来年度以降における尾瀬の保全と利用に向けた取り組みが、より効果的、効率的なものになるように、本協議会での成果を期待したいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【片品自然保護官】 (資料確認、省略。次第配付資料一覧参照)

それでは、早速議事のほうに移りたいと思えます。議事の進行については、例年、議長にお願ひいたしておりますので、まずは議長の選出をさせていただきたいと思えます。事務局としては、昨年度も協議会で議長をお願ひしておりました、斎藤先生にお願ひしたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤委員長】 それでは、ご指名がありましたので、進行を務めさせていただきます。なお、本日は時間があまりありませんので、円滑な進行にご協力をお願ひいたします。次第に従いまして進めていきたいと思えます。

まず、議事(1)尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況について。まず、事務局よりご説明をお願ひします。

【国立公園・保全整備自然保護官】 昨年の協議会で、尾瀬と国際的な会議等の動きとの関係を意識できるような会議運営について要望がありました。その要望を受け、最近動きのある環境行政の取組について説明します。

最初に、アジア国立公園会議、次に世界国立公園会議、その後、国内の話に移りまして、協働型管理運営を進めるための提言、鳥獣保護法の改正、最後に自然資産法について説明していきます。

まず、アジア国立公園会議ですが、アジアにおける保護地域管理の現状や課題、優良事例の共有、それから、メッセージの発信というものを目的として、平成25年11月に仙台で行われました。ワーキンググループが6つありまして、それぞれのワーキンググループの中で、世界国立公園会議に向けたアジアからのメッセージを作成しております。また、会議全体としては、アジア保護地域憲章というもの、これは別名、仙台憲章と言われているようですけれども、合意をいたしました。そして、この内容は、翌年の世界国立公園会議でも情報発信しました。こちらの会議はシドニーで2014年に開催をされております。こちらは分科会が8つに分かれて、幅広く議論をしております、最終的に「シドニーの約束」というものを採択しております。この一番下のところでは、内容としては、生物多様

性の喪失や気候変動の影響への対処、災害リスクの軽減等のための投資等を約束するということになっております。先ほどのアジア国立公園会議の中でも、ワーキンググループ4というところで保護地域の協働管理という話が出されていまして、その話も世界国立公園会議のほうでも出されておりました、国際的にも協働の話というのは出されている、そんな状況でございます。

次に国内の話に移りますけれども、国内では、国立公園における協働管理運営を進めるための提言というものが出されておりますので、紹介したいと思います。これは平成23年に環境省が設置した、「国立公園における協働型管理運営体制のあり方検討会」の中で取りまとめられた提言で、全国の国立公園で総合型の協議会を設置しようというものです。その中に、協議会で話し合った内容、ビジョン、それから管理運営方針、地域ルール、行動計画などを、国立公園の管理計画の中に反映させて、公園の管理のあり方を見直していきましょうというものです。環境省は提言を受けて、26年7月に「国立公園管理運営計画作成要領」を改定しております。その次、鳥獣保護法になります。既にほかのシカ関係の会議でご存じの方も多いかとは思いますが、鳥獣保護法が改正をされまして、27年5月29日に施行されます。鳥獣の捕獲等の促進と、捕獲の担い手育成が必要という背景があって、改正が進められております。

大きく分けて5つほどの改正がありまして、法律名について現在は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化となっておりますが、保護及び管理並びに狩猟の適正化という、「管理」という言葉が入ります。目的についても管理という目的が入っております。また、施策体系の整理というところで、特に保護すべき鳥獣のための計画というものを位置づけております。

そのほか、3番、4番、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設というもので、こちらは指定管理鳥獣の捕獲についての計画を都道府県で策定をし、策定した場合には指定管理鳥獣の捕獲等の事業が実施することができるというものです。今までと変わるところとしては、鳥獣の放置の禁止が適用されなくなるとか、夜間捕獲が可能になるといったことがあります。また、手続的にも多少簡易になっているということになります。

それから、4番目の認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入ですけれども、こちらは都道府県知事に対して、鳥獣の捕獲等事業をする法人が申請をすると、認定の基準を満たすことによって、認定鳥獣捕獲等事業者に認定をされるということです。これにより、夜間銃猟の実施者となれる、また、免許の更新のときにある従事者の適正試験が個人として免除となる。それから、捕獲許可等の際の従事者証の発行は、今、個人でやっているものが、法人

でまとめて行えるなど、手続の簡略化等につながります。

そして、今回報告の最後になりますけれども、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律というものが27年4月に施行されます。この法律の目的としては、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用を推進して、地域社会の健全な発展につなげるというものです。これは、地域にとって重要な自然環境において、計画を定めて、その計画に基づいて事業を行い、入域料を収受したり寄附をいただいたりして、地域の自然の保護を進めていくというものになります。地域の自然の中で事業を行う場所のことを地域自然資産区域と言っております。

説明は以上です。

**【斎藤委員長】** ただいま環境省から説明のありました事項について、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。何か補足はございますか。では、引き続き、尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況についてご説明をお願いいたします。

**【檜枝岐自然保護官】** 尾瀬ビジョンに係る現在の進捗状況把握表と、資料2の尾瀬国立公園及びその周辺地域に関する事案を協議、調整する協議会・会議等について事前に取りまとめていただいたところ、動きのある点について幾つか簡単に紹介したいと思います。

初めに資料1をごらんください。毎年皆さんに進捗状況をご報告いただいておりますが、特に動きがあったところ、変わったところについて、赤字にて記載させていただいております。例えば、4ページ目をごらんください。こちらは野生動物対策として、シカの関係で森林管理署がシカ柵の設置後の植生モニタリング、群馬県、福島県の協議会の参画及び捕獲を支援という尾瀬保護財団のこと、栃木県の足尾地区で行うシカの捕獲等が書かれております。

ほかに、7ページでは、環境保全の至仏山保全対策実施として、尾瀬保護財団が、尾瀬国立公園至仏山登山道迂回路案の妥当性検討報告書を作成したことが赤字になっています。

9ページ目は、適正利用の推進として、群馬県が清水～一ノ瀬間で地元交通業者における低公害車を営業運行開始する予定、南会津町による田代山帝釈山入山を促進するためのPR活動を実施などが記載されております。

続いて10ページ目をごらんいただくと、尾瀬保護財団におきます情報提供のあり方検討としまして、ホームページのリニューアルを開始。外国人旅行者受け入れの課題を抽出するための調査を実施。東京電力における自社ホームページ、フェイスブックで尾瀬関連情報掲載等あります。

また、13ページ目、施設整備という課題ですが、環境省として尾瀬沼集団施設地区再整備について検討を実施というのがあります。他に東京電力、尾瀬戸倉教室に尾瀬ネイチャーセンターの横断幕設置等書いてあります。そんな感じで赤字にしてあるところが本年度継続して新たに動いています。特に動きがある点については、各主体の団体について説明をお願いしたいと思います。

以上です。

【斎藤委員長】 それでは、資料3-1で配付されております、至仏山登山道迂回路案の策定について、尾瀬保護財団よりご説明をお願いします。

【尾瀬保護財団(菊地)】 尾瀬保護財団の菊地といいます、よろしく願いいたします。右肩に資料3と書いた2枚物の資料をお手元にお配りしておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

至仏山については、至仏山保全基本計画というのを19年に策定しましたが、その中で、登山道の荒廃により歩道の付け替えが必要だとされた3区間がございます。これらを対象に、そのまま現登山道を使い続けるのがよいのか？それとも迂回をさせたほうがいいのか？それぞれの環境負荷についてどうなのか？ということ、付け替えの前にきちんと科学的に把握すべきとの見解に基づき、至仏山環境調査専門委員会を平成21年に設置し、21年から24年の間で調査をしたところです。その取りまとめ結果について、現在最後の調整をしております。完成後は財団のホームページでも公開する予定としております。最後のページに位置図というのを載せてございますので、もし、よろしければこちらを参照しながらごらんいただければと思います。

調査結果の概要ですが、まず、迂回ルートを具体的に3区間において選定をいたしました。このルートの設定に当たっては、雪田植生などの地盤環境の脆弱な地点が至仏山には多々あります。そうしたところを避けるということを基本的な考え方にしまして、それでも、どうしても避けられないというところもありましたので、登山道のつけ方の工法を工夫することによって、環境への負荷をできるだけ小さいものにしていこうという、そんな基本的な考え方が提案されております。

調査の経過については、1ページ目の一番下から2ページ目になります。全体の会合を5回、現地調査も4回実施しております。また、植生ですとか地生態とか水理、といったチームごとでの調査というのも進めていただきました。調査専門委員会のメンバーは、2ページ目の下の表のとおりでございます。

そして3ページ目に、今後の課題、今後どうするべきか？この調査を受けてどのように対応していくか？を記載しています。今回の調査で、どこがどのぐらい地盤が脆弱なのか？とか、脆弱なところに対してはこういう登山道の工夫をしようとか、また、現道を使わなくなるところには、どのようにそこの植生を修復していくべきなのか？ということなど、自然科学の観点から課題をできるだけ明らかにしました。次は実施に向けての検討になりますが、必要な課題を整理するために、27年度に至仏山保全対策会議において検討することとしております。課題というのは、この黒ポツの5つ。新しい工法というのを提案しておりますので、それをどこかで実証試験をすることですとか、あとは、現登山道の木道や階段をもし撤去するとなれば、その後どのように修復をしていくのかとか、あとは、誰がやるか？財源をどうするか？などの検討するべきことがたくさんありますので、そうしたことを来年度、対策会議で検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。続きまして、尾瀬沼ビジターセンターの再整備について。資料3-2に基づき環境省よりお願いいたします。

【檜枝岐自然保護官】 尾瀬沼集団施設地区再整備についてご説明させていただきます。今まで尾瀬国立公園としまして、ビジターセンターの位置がそもそもどこにあるべきか？という話が何度か行われてきた経緯がありますが、福島県側については、平成20年ぐらいに檜枝岐村を中心にビジターセンターをどこにするか？という意見交換会等がありました。最終的には、現在ある位置の尾瀬沼ビジターセンターはなくすことはしないで、現状維持の形で残していきましようという方向で決定しました。そして近年、ビジターセンターの老朽化等がかなり進み、不備が起きてきました。また、過去、環境省の自然保護官が尾瀬沼に駐在していましたが、現在は、檜枝岐村役場の隣に事務所を設置するなど、不要な施設等増えてきた等々ありますので、ビジターセンターの建てかえを契機に、施設の統合等を図りながら尾瀬沼ビジターセンターを再整備する方向で話が進められております。

資料3-2を見ていただきますと、整備の概要としまして、ビジターセンターの建てかえ整備、湖畔デッキ整備等を行う予定となっており、新尾瀬沼ビジターセンターは平成30年度供用開始予定としております。平成25年度には再整備基本計画を策定しまして、平成26年度では基本設計終了。今後、平成27年度より順次、実施設計を行っていき、整備を行っていく予定です。予算の状況によりまして計画に変更が生じる場合があります。

なお、基本的に現在のビジターセンターは、今、配置図にあります中央広場という茶色

になっている部分に建っておりまして、その南側に新ビジターセンターをつくった上で、既存のビジターセンターを壊して、中央広場にしていこうの予定になっております。

以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただいま尾瀬保護財団と環境省に発表していただいた内容について、ご質問等ございましたらお願いします。

【自然公園財団】 自然公園財団の阿部といいます。至仏山の登山道について、質問と意見を言わせていただきたいと思います。

これは、私がこの事務所の所長をしていた平成21年ぐらいに、ちょうど検討が始まりました。それで、現場を歩いてみたところ、平成元年から10年近く通行を禁止して、緑化復元をしようとしたことがあったと思いますが、それがうまくいってなくて、相変わらず登山道周辺は裸地のままだった状況と記憶しています。今回、随分と迂回路をつくることについて進んでいるようですが、今ある東面登山道というものが、その後緑化できて、周辺はよくなってきているのか、あるいはもっとひどい状況になっているのか、現状を教えてください。その緑化がまず前提にならないと、新しい迂回路をつくるというのは、また至仏山の山腹に傷をつけることになりまますので、現状の歩道が緑化復元できるということが必要だと思います。ですから、おやりになる場合は慎重にやっていただきたいというのが私の意見です。

【尾瀬保護財団（菊地）】 東面の登山道については、群馬県のほうで植生の修復というのをずっと続けてきていますけれども、そこで一定の成果が出ていると聞いております。また、ご指摘のとおり、今ある登山道を迂回させて傷をより増やしてしまっただけでは、迂回の意味がありませんので、できるだけ、今、迂回させるのであれば、これまで使ってきた登山道はちゃんと自然度を高める修復をしていくこともあわせて検討していかなければいけないという、そんな考え方でこの報告書はまとまっております。

【自然公園財団】 よろしくお願いたします。

【日本自然保護協会】 日本自然保護協会の横山です。私もずっとこの至仏の問題の、環境省や群馬県や東京電力の皆さんが新しい施設をつくった後から参画をしております。補足をするとすれば、先ほど阿部さんがおっしゃった東面道、東面道というのは広大な裸地が連続してできてしまったところですが、そこについては、植生を戻そうと思うと、植生が成立する基盤になっている土壌環境自体をなくしてしまっているの、かなり人手をかけるというか、作業をしながら、その裸地を植生に戻すというのは、多分、成立

環境そのものをつくっていった上でないと難しいところになっていると思います。

今、尾瀬保護財団から説明のあった迂回路というのは、山頂部の直近と、それから、基本的には鳩待道です。ここについては現在も裸地は広がっておりますし、それから、道そのものが裸地をつくり出している原因になっているのではないかとということで調査を始めたところです。

したがって、現在の迂回路を必要とするというのは、現在の登山道が存在をしていることによって植生が少しずつ消耗しているということもありますし、それから、その消耗自体が登山道の存在そのものからきているということなので、これは何か東面道とは違った対処をしなければいけないだろうということで、現在、報告書がまとめられようとしているところだと思います。

この鳩待道と、それから山頂直下の部分というのは、ルートを変えない限り最も脆弱なところを登山道が横切ったり、縦切ったりという位置関係にあるところなので、もちろん、新たに道を考えているところというのは、基本的に低木林の中、あるいは笹原の中であって、雪田植生を全部避けていくということを考えております。迂回路というと、かなり長距離のイメージがありますけれども、数十メートルから数百メートルくらいの規模のものを考えているところであります。

補足としては以上でございます。

【斎藤委員長】 他にはございませんか？今の関連でもよろしいですけれども、よろしいでしょうか。

【自然公園財団】 結構です。

【日本自然保護協会】 関連して、もう一つだけいいですか。

【斎藤委員長】 お願いします。

【日本自然保護協会】 これは、上杉さんをはじめとして、環境省の皆さんへのお願いになると思いますけれども、この至仏山については、やっぱり特別保護地区の中に迂回をさせていくというようなことは、かなりきちんとしたバックグラウンドがそろっていてできる作業だと思います。この至仏の迂回路については、新たな登山道施設というか、例えば歩行面とか、それから横の土をとめるものとかそういったものについての、設置の脆弱なところを人が歩いていくときの基本的な発想の変更をした上での工法の選択をしていかなければいけないので、実験みたいなことが必要です。試行実験をして、それが歩くという面からも安全性が確保できるし、それから、自然環境への影響というのも最小化ができ



るといふ、そういう折り合いを素材からデザインから何からつけるようなものを考えなくてはいけないので、これについて、今のところペーパー上の、あるいは下界でやった実験を使った採用をしていますが、ぜひそれを多雪のところに持っていったときの実験ができるような事業化というか、計画を進めていくためのいろいろな知恵を絞ったり、尽力をしたりということをやっていただきたい、これはお願いでございます。

【斎藤委員長】 今のあたりいかがですか。

【国立公園・保全整備課長】 今後、具体的な実証実験が必要だという話は出ていたと思いますけれども、今後、場所をどこにすべきだとか、そういった話は具体的にご相談があると思いますので、ご趣旨を踏まえて、もちろん、尾瀬の特保の中で実証実験をするのがそもそも適当かどうかというのは極めて慎重には考えておりますけれども、目的が達成されるように、環境省として適切な形になるように、またご相談させていただければと思っております。

【日本自然保護協会】 よろしくお願いいたします。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。その辺よろしくお願いいたします。

続きまして、昨年度議論しました情報発信分野の取り組みについて、今年度進捗があったということですので、フォローアップとしてご説明していただきたいと思っております。まずは東京電力さんから。

【東京電力（代理）】 東京電力環境部の田中と申します。いつも大変お世話になっておりましたありがとうございます。昨年、この協議会の中で、尾瀬戸倉教室「尾瀬ぷらり館」のご説明をさせていただきました。尾瀬ぷらり館は、尾瀬の歴史とか保護活動とかそういうものの情報を紹介しているものですが、「戸倉教室」という名前はありますが、外に名前を大きく掲げていなくて、そのために人があまり来ないのではないかと、という話があり、それが課題になって、昨年この場でも議論していただいて、昨年の4月ぐらいから検討を始めて、この「尾瀬ネイチャーセンター」という名前に設定いたしました。それに伴って看板とか横断幕も設定しました。この名前をつけるときには、片品自然保護官事務所の末續さんにも相談させていただきながらこの名前をつけたという経緯がございます。新しい名前にして、新しい看板をつけて、新しい横断幕をつけて、入山者がどうなったかというところですが、昨年は8月の天気が悪過ぎて、尾瀬全体の入山者が大体15%ぐらい減少しましたが、このぷらり館のほうはそれほど落ち込んでいないよ。という話は聞いております。要は、その看板や横断幕をつけて、ある程度効果はあったのではないかなと思って

おります。

続いて2ページ目になります。ホームページ、フェイスブックの充実というところです。当社では平成26年の5月から、ホームページ内のフェイスブックに尾瀬の自然情報やトピックスについて掲載をし始めました。フェイスブック内には日々起こっている情報を紹介しておりまして、例えば、最近ですと新卒の採用のエントリーとか、あるいは原子炉内の調査する技術などについて紹介しておりまして、尾瀬の自然情報についても昨年の5月から初めております。当初は週1でやろうという話もありましたが、なかなか更新する機会が少なく、大体20回程度フェイスブックに情報を掲載しております。この中には、東京電力と尾瀬のかかわりとか、木道工事が始まった木道工事の話とか、山開きがありましたら、山開きの情報なども掲載しておりました。最近では、今除雪しておりますので、除雪の情報とか、あるいは尾瀬沼山荘の上にオリオン座が輝いているなど、そういう情報も載せて、手前みそですが、非常に評判のいいフェイスブックにはなっております。

ただ、一番人気があるサイトというのは、送電線の高所作業とかいうものが人気あると聞いております。

ホームページについては、今まで震災以降閉じておりましたが、「尾瀬からの招待状」というタイトルで、また昨年の11月にホームページを復活させております。この内容は、事故前にあった内容をほぼ踏襲しており、新しい情報については更新しております。今回新しい内容としては、福島県、あるいは新潟県、群馬県からの入山情報というものを充実しております。特に、各県の情報というところで、見どころについても掲載させていただいておりまして、例えばこのペーパーにもありますように、福島県檜枝岐から入る尾瀬については、檜枝岐歌舞伎とか、温泉とか、山人料理とかいうものも紹介させていただいております。

今回、こういう地域の紹介をさせていただくに当たって、皆様方に非常に協力していただきまして、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

こういう情報については、適宜追加していきたいと思いますので、ぜひ情報をいただければと思います。

東京電力からは以上でございます。ありがとうございました。

【斎藤委員長】 続きまして、尾瀬保護財団より説明をお願いします。

【尾瀬保護財団（菊地）】 引き続きまして、尾瀬保護財団からホームページの改定についてのご報告をさせていただきます。資料をお配りしておりまして、資料3-4、1枚物

ですけれども、こちらをご用意ください。

昨年のこの協議会の場で、尾瀬保護財団のホームページの改定について話題とさせていただきます改定する方向で進めており、その状況についてご報告します。

この改定の作業に当たり、環境省から補助金のお申し出をいただきまして検討をしてきたのですが、補助金をいただきますと3月いっぱいには全部仕上げなければいけないということで、スケジュール的にはもう少し必要な状況なため、お断りました。しかし、来シーズンが始まるまでには、公開ができるように今、作業を進めているところです。昨年の12月に企画提案の募集をして企画コンペで業者を選定し、1月に相手方と契約を交わすということになり、現在作業を進めているところでございます。中身については、担当の長谷川から説明をさせたいと思います。

【尾瀬保護財団（長谷川）】 尾瀬保護財団でホームページのリニューアルを担当させていただいております長谷川と申します。では、私のほうから内容を簡単に補足で説明させていただきます。

今ごらんいただいているのが新しいトップページのデザインのイメージになります。

今回のリニューアルは大きな柱が3つあり、1点目がまず情報の再配置です。昨年の協議会でも議論があったようですが、現在のページは、長年にわたって財団の職員が手作業で増築を繰り返してきたようなところがあり、中身を見ていると迷子になってしまうような複雑な構成になっているところがあり、まずその辺を一度全部見直して、情報をすっきり再配置して、見る人が、自分がどこのページを見ているのかというのをわかりやすいようなページにするということです。あわせて、情報の種類につきましても、尾瀬に関する情報と、財団に関する情報というものが今混在して掲載されているようなところがありますので、その辺も情報の分類という意味でもすっきり再配置を行うということがリニューアルの1つの大きな目的になっております。

2点目が、多様な閲覧者に配慮したサイトということで、昨今、パソコンと携帯電話の他にスマホからのアクセスというのが非常に多くなっていますので、スマホから見たときに自動で最適な表示がなされるという機能を実装して、スマホから見ても情報を得やすいような表示がされる工夫をしたサイトにつくりかえるということが2つ目のポイントになっております。

最後、3つ目は、職員による更新が容易になるようにということで、現在は専用のソフトを使って、職員がかなり負担をして一々更新をかけているような状態にありますので、

それをある程度の更新までは、全くウェブに関する知識がなくても可能なようにするということで、CMSという更新のためのシステムを導入しまして、少ない労力で更新ができるようになるというふうに作り替えております。そうすることによって、結局頻繁によりきめ細やかに更新ができると思いますので、よりタイムリーな情報が発信できるようになっていくと考えております。

私からの説明は以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただいまの東京電力と尾瀬保護財団からの発表にありました取り組みについてご質問等ございましたら、どうぞお願いします。

【日本自然保護協会】 横山です。情報の取り扱いについて、これはまたお願いなのですが、群馬県に提供させていただいた「GISシステム」というのが尾瀬にはあります。尾瀬全域の情報というのが基本情報として入っていて、その上にいろいろな方々の集めた科学情報というのが上乗せできるような仕組みになっています。至仏山の所は私たちが調べた情報が山ほど入っていますが、それ以外の尾瀬ヶ原、尾瀬沼、帝釈、田代のほうについては、ほとんど情報は入っていないと思います。群馬県が持たれているGISの基盤システムというのは、非常に汎用なソフトを使って、そして、メモリーについても1ギガもあれば十分動くような非常に軽いものです。

なので、使えるPCさえあれば、更新の書き込みというのは、例えば群馬県や尾瀬保護財団が、これは多少お金をかけてというか、毎年の更新料を払いながらソフトを使わないと書き込めないんですけれども、書き込みをするところにさえお金をかければ、後の閲覧利用というのは基本的に自由なので、どこでもパソコンがあれば見ることはできるという。そうすると、例えば先ほどから話が出ているシカの問題とか、あるいは植物の植生が壊れているとかいったようなリアルタイムな調査研究情報というのをそこで見ることもできます。

何を言いたいのかというと、尾瀬は訪れる人たちがうまく使えるように情報をサービスしていかななくてはいけないという面も大きいですが、もう一方で、自然を見守るというか、そういう自然環境そのものをチェックしている人間たちが尾瀬をリアルタイムで見たり、それから情報を入れ込んだりしながら、調査研究の情報というのは縦割りでつくられるものなんですけれども、それを横串を刺して見るということがGISシステムというものは、非常に簡単にできるものなので、ぜひとも来訪者情報だけでなく、GIS情報のようなものをどこかが充実させていって、尾瀬のモニタリングという話がさっきどこかに出ていましたけれども、そういうモニタリングというのを大勢で年中同時に情報の取り扱いができ

るという仕組みというのもつくっていただきたいなと思っております。

以上です。

【斎藤委員長】 今のあたりいかがですか。

【日本自然保護協会】 今、尾瀬保護財団の方々はそのシステムを使えますか。

【尾瀬保護財団（菊地）】 今、使っていないです。

【日本自然保護協会】 宝の持ち腐れになっていると思います。毎年というか、定期的にさわっていないと、GISは全然使えなくなってしまうものです。なので、ぜひともそういうものを日常、普通にデスクに置いてあるパソコンで見られるものなので、それをうまく使っていただきたいなと思います。

【尾瀬保護財団（菊地）】 また過去の書類なども参考にしながら検討したいと思います。

【日本自然保護協会】 よろしくをお願いします。

【斎藤委員長】 財団さんはその辺よろしくをお願いします。他についてはいかがでしょうか。

【日本自然保護協会】 あと、私ばかり言って申しわけないんですけど、いいですか。

【斎藤委員長】 どうぞ。

【日本自然保護協会】 2つあるんですけども、1つは質問です。先ほど尾瀬沼ビジターセンターの改修事業という説明がありましたけれども、どういう背景でお金のかかるこれだけの事業というのに最も高い優先順位がつけられたのか。私はVCの問題というのは、例えば、鳩待峠は最も大量の訪問者がやってくる場所ですけれども、ビジターセンターはありません。それから、戸倉のネイチャーセンターというのは、東京電力の方々がつくられているものですが、戸倉に、もし、ビジターセンターがきちんと本当に存在ができて、そこにワンストップで人を集めるということができれば、少なくとも群馬県側のビジターへの情報提供サービスというのは次の段階に移れるのではないかと思います。鳩待や戸倉などの問題や、それから今のビジターセンターやネイチャーセンター系のものの連携プレーをどういうふうにさせるのかという、それが最も重要なことだと思っています。アメリカの国立公園などで本当に感心するのは、たくさんのビジターセンターのようなものがあちこちに配置されていますが、その連携プレーは見事なくらい、情報の共有とか、連絡体制とか、パトロールとかいうものの連携プレーがとても上手にできているところに感心するわけですが、そういう連携プレーや配置そのものの全体像というのが不十分な中で、沼のビジターセンターに新たな改修、建てかえというか、そういう優先順

位がついた理由というのをお聞かせいただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは、資料1の中にシカの食圧から重要な植生を守るという仕事が幾つか書かれていましたけれども、私がこの数年重要な自然植生の中にシカの出没というのがとても顕著になっているというところは、笠ヶ岳と片藤沼周辺という、そこが非常に頻度が高くなっているんですけども、こういうところの先手を打った植生の保全・保護というものとの関係というのがどういう優先順位や全体像計画になっているのかという、それをどなたかにご説明いただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

**【檜枝岐自然保護官】** では、まず、尾瀬沼のビジターセンターの建てかえの検討ですが、先ほど少しお話がありましたとおり、福島県側につきましては、御池とか、沼山峠とか、それぞれビジターセンターが必要じゃないかという話とか、検討がいろいろありましたけれども、基本的に尾瀬沼につきましては、既存のビジターセンターの施設が必要だという話がありましたので、私たち環境省としましては、既存の尾瀬沼ビジターセンターの老朽化がかなりひどいということがありましたので、あくまでも所管地の中の建てかえという対応をしている状況です。

先ほどおっしゃっていただきました戸倉とか、鳩待につきましては、これから小委員会の報告等がありますが、そこでもビジターセンター機能の整備等、検討事項はあります。環境省としましては、所管地の中の建てかえ、再整備というのを考えまして、予算をつけているところであります。

**【片品自然保護官】** シカのほうについては、片品自然保護官事務所の牧野からご説明いたします。先ほど聞き取れなかったのですが、笠ヶ岳とどの辺でしょうか。

**【日本自然保護協会】** 笠ヶ岳と片藤沼という池塘があります。

**【片品自然保護官】** その辺の被害状況というのは、確かにおっしゃるように調査は綿密にはしていませんが、環境省のシカの調査としまして、尾瀬の中で捕獲した成体の個体にGPSの首輪をつけて放逐して、移動経路を把握するという調査をこれまで行っており、そういったことから、尾瀬ヶ原と日光との往復の経路上がよく使われているというのがわかっていますが、最近福島側や、その周辺域にも広がっているのではとのご指摘もありましたので、今年度から福島県側でのGPSの装着を始めているところです。

実際にシカの対策としては、今行っているのが捕獲か、柵で囲う対策ですが、その対策自体もそれで十分なのかどうかという検証は今までの蓄積したデータから、これから実際

に検証していく段階でして、ご指摘いただいた場所についても、今後どうしていくかというのは、シカ対策協議会のほうで検討していきたいと思います。

【日本自然保護協会】 ぜひ未然に、予防的に、それから、笠ヶ岳というのは、25年から30年ぐらい前の至仏山の自然がそのまま残っています。至仏山で失われてしまった環境が残っているところなので、そこは大事にしないといけないかなといつも思っています。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。またいろいろご意見をいただければと思います。

【尾瀬保護財団(菊地)】 尾瀬保護財団です。先ほどホームページの話の中で言いそびれてしまったことがありましたので補足させていただきます。予算的なことで、補助金のオファーをいただきましたが、結論としては、納期に間に合わないので、財団の独自財源でやることといたしましたという結論まで私は申し上げてなかったもので、そこだけ補足させていただきます。すいませんでした。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。今のでよろしいですか、横山さん。

【日本自然保護協会】 はい。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。では、続きまして、尾瀬ビジョンは平成18年度に策定されたわけです。再来年度に10年を迎えますけれども、今後尾瀬ビジョンの方針について、今まで幾つかお話に出ましたけれども、環境省のほうで計画されている予定などについてお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

【片品自然保護官】 事務局のほうからご説明させていただきたいと思います。今、先生のほうからご指摘いただいたように、尾瀬ビジョンは平成18年に策定されまして、再来年度で10年を迎えるということで、毎年この協議会でも行動計画の進捗状況などを把握はしてきたところですが、近年委員の方々からも、これ自体ちゃんと評価をしなければいけないのではないかというご指摘もいただいております、10年を期に尾瀬ビジョンの見直しというのを行っていきたいと事務局としては考えています。

まだ具体的なスケジュールは計画していませんが、平成27年度に尾瀬ビジョンをそもそもどういうふうに評価したらよいか?について検討を始めたいと思っています。尾瀬ビジョン自体、数値による評価や、達成状況をどういうふうに評価するかというところがなかなか難しい状況です。平成24年度に一度、◎○△などの簡易評価はしましたが、それでも実際に、本当に◎が◎の評価でいいのか?とのご指摘もいただいているところです。

ので、評価方法をどうしたらいいか？というところを、次年度有識者の方にヒアリングをさせていただいて検討を行いたいと思っています。

それを踏まえ、平成28年度以降に評価方法に基づいた検証、必要な調査などを行い、平成29年度以降に尾瀬ビジョンの内容について見直しをしていきたいと考えております。実際に策定されるのが29年度になるかどうかというのも、来年度以降検討しながら考えていきたいと思っています。

以上です。

**【斎藤委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。もしよろしいようでしたら、次に移りたいと思います。

続きまして、議事(2)尾瀬国立公園快適利用の促進(利用分散等)に関する小委員会について、資料の順に説明していただきたいと思います。

小委員会の事務局からお願いいたします。

**【片品自然保護官】** では、今日の1時から行っておりました、尾瀬の利用適正化の小委員会のほうで議論しました内容について事務局のほうからご報告させていただきたいと思います。お手元の資料4をごらんください。

小委員会のこれまでの取り組みについて簡単に振り返らせていただきます。

資料4の左上に点線で現状と課題がありますが、この小委員のそもそもの出発点というのが、半数以上が鳩待峠を往復で利用し、尾瀬全体の利用されるルートに偏りが見られるということですか、尾瀬の中における宿泊率が3割程度であるということ、滞在時間が短いという課題がありました。それを発端として、目指すべき尾瀬の利用のあり方として、尾瀬ヶ原、尾瀬沼、各入下山口など、尾瀬の持つ多様なさまざまな魅力をゆっくり楽しむような利用形態を構築していきましょうというのが小委員会の目的です。

具体的な対策として、主にこれまでの小委員会で議論してきたものが(1)の①一ノ瀬までの車両の運行として、大清水一ノ瀬間の時間を短縮することで、入下山口としての大清水の利用を増やそうということ、また、(3)鳩待峠の利用のあり方の検討として、鳩待峠の入山口にある第1駐車場の車両の進入を規制して、適正な、快適な鳩待峠の入山口を創出しましょうということを中心に議論してきました。

これまで実施してきた取り組みとしては、環境省で行ったこととして、大清水一ノ瀬間の低公害車の運行に関して、実際にどれぐらい人が分散するかということ、アンケートをもとに算出した結果、5,400人程度が大清水の入山口を利用する方が増加する可能



性が示唆されたという結果が得られています。

また、群馬県の取り組みとして、平成23年から25年に、実際に社会実験として大清水～一ノ瀬間で低公害車両を運行し、今年度については、これまでの成果を踏まえて試行運転を実施したということで、おおむね利用者の方からも好評をいただいているという結果になっております。

また、群馬県のもう一つの取り組みとして、鳩待峠の第1駐車場の車両の乗り入れの規制を実際に行って、車の少ない静かな入山口を現出したところ、利用者の方からおおむね肯定する意見が多かったという結果になっております。

これを踏まえまして、次年度以降の対策について、群馬県のほうから詳細をご説明いただければと思います。

**【群馬県（代理）】** 群馬県自然環境課尾瀬保全推進室の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、お手元の資料5、尾瀬入山口交通環境整備事業、そしてこちらのパンフレットをごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

この事業につきましては、尾瀬らしい自動車利用社会実験ということ平成23年度から国立公園協議会、そして小委員会において、皆様方の合意、関係者の合意を得ながら進めていた事業でございます。

では、資料についてご説明いたします。

まず1番の事業概要の鳩待峠口については、鳩待峠の入山口の一極集中の是正、国立公園らしい入山口を実現させるために第1駐車場の車両を制限しまして、その取り組みを実施いたしました。具体的には、ツアーバス等の乗り入れを第2駐車場として、第1駐車場の車両を制限し、静かな入山口を実現いたしました。

平成25年度に実施しました利用者のアンケート結果によると、鳩待峠の雰囲気について聞きしましたところ、「静か」とか、「どちらかと言えば静か」が90%を占めておりました。また、国立公園にふさわしい雰囲気かどうか？という質問については、86%の方が「国立公園にふさわしい雰囲気である」という回答がございました。

(2)の大清水ですが、これは鳩待峠から大清水への利用者の分散を図るということで、大清水～一ノ瀬間に低公害車両を運行しました。また、運行とあわせ、旧道「会津（沼田）街道」を開放し利用者の方に歩いていただきました。これも25年度に行いましたアンケート結果ですが、乗車した方の9割が「満足」と回答し、車両を利用しない方も含めた結果、「将来、低公害車が運行すれば乗ってみたい」という方が95%いらっしゃいました。

これらの成果を踏まえ、2の平成26年度実施内容の(1)鳩待峠口についてですが、国立公園らしい静かな入山口を目指すため、東京パワーテクノロジーが事業主体となり、第1駐車場を閉鎖して、第2駐車場を拡張する工事を今年度26年、27年度の2カ年にわたり実施いたします。群馬県としては、この事業に対して補助をしております。

次に(2)大清水口についてですが、平成26年の7月12日から9月19日までの64日間の長期にわたり、大清水～一ノ瀬間での低公害車両の試験運行を実施いたしました。

運行形態につきましては、地元交通事業者の方に委託をし、低公害車2～3台を順次循環運行いまして、「運賃は無料・歩行者優先」で速度を抑えて運行いたしました。

⑤の実施結果ですが、乗車人数は1万3,838人、1日平均216人、運行回数2,902回であり、多くの方にご利用いただきました。

また、⑥のその他ですが、低公害車運行とあわせまして、旧道「会津(沼田)街道」を開放するとともに、会津(沼田)街道の歴史、大清水～岩清水間の過去の歴史等の情報発信をいたしました。

次に3、平成27年度事業(案)についてですが、(1)鳩待峠口につきましては、今年度と来年度の2カ年で東京パワーテクノロジーが事業主体となり、第2駐車場の拡張工事を実施いたします。また、利用者のためのトイレも設置いたします。

次に3の(2)大清水口ですが、平成27年度から地元民間事業者による営業運行が開始される予定です。

運行期間につきましては、27年6月中下旬から10月の上旬、運行時間は大清水が5時発で、一ノ瀬が16時30分発の予定です。

運行につきましては、砂利道であり、また歩行者も通行する道でありますので、26年度の試験運行と同様に、歩行者の安全に配慮した運行を行います。具体的には、速度を抑えて運行する、クラクションなどは鳴らさないなどの歩行者安全を第一に考えた運行を計画しております。

料金につきましては、現在検討中です。

3の(3)旧道「会津(沼田)街道」の整備・開放ですが、これは大清水～一ノ瀬間の低公害車運行にあわせ、現在の旧道の朽ちた木道の撤去とか、利用者のための安全確保、環境整備を行い、利用者の方に歩いていただきます。

また、(4)として、大清水の歴史の紹介を情報発信いたします。

このような取り組みにより、鳩待峠への利用集中の是正とか、尾瀬の滞在型・回遊型利

用を目指したいと考えております。

尾瀬入山口交通環境整備事業については以上でございます。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。今群馬県の説明にもありました、鳩待峠駐車場の再整備につきましては、お手元の資料7に東京パワーテクノロジーからご提供いただいている資料がありますので、補足で説明させていただきます。資料7をごらんください。

資料の中央上部にあります図面が鳩待の第2駐車場になります。オレンジ色のカラーになっているところが次年度以降拡張する場所になっています。この拡張区域につきましては、鳩待第1駐車場の現在の駐車スペースと同等の規模のものとなります。

第2駐車場の上部の拡張部分と既存の駐車スペースの間にコンクリートブロックを設置することになります。こちらについては、天然石のものを今検討しているということ、自然に配慮したような形で整備を進めていくということを伺っております。

また、第2駐車場の入り口部分に有料トイレを新設しますが、こちらについてはくみ取り式の簡易なもので、緊急的に使われるということを想定して、入り口部分に設置されることになっております。

また、第1駐車場を今後どうしていくかということで、模式図が左下に記載されていますが、鳩待山荘の西側については、至仏山を眺められるような休憩スペースを設けるということを検討しています。また、第1駐車場の南側の半分、公園側の半分については、利用者の方が準備運動をしたり、集合したりというスペースを確保するというものを検討しています。また、右側の部分についての緑化については、第2駐車場を拡張する分の緑を第1駐車場に還元するというもので、周辺の緑化を検討しているということになっております。ただ、第1駐車場の再整備につきましては、これまであまり小委員会の中でも議論してきておらず、小委員会のほうでも引き続き、どういう整備がいいのかというのは議論していきたいと思っています。これまでの小委員会の中で、第1駐車場にはビジター機能の整備の必要性や、第1駐車場の緑化については、意見がありましたが、具体的な方向性については、また今後検討していきたいと思っております。

工事の日程ですが、右下の工程表にあるとおり、平成28年4月に供用を開始することを目指して、来年度の4月から工事を着工することです。特に6月上旬には拡張スペースの伐採を開始されて、実際にアスファルト整備、碎石等のアスファルト整備をするのは、利用シーズンが終わった11月に入ってからということになっております。

事業の内容については以上の内容で進めていきます。

次に、環境省のほうから中央審議会の報告をさせていただきます。資料6をごらんください。大清水～一ノ瀬間については、皆さんもご存じのように、過去車道計画があったものが廃止されて、その後、現在に至るという経緯があり、特に環境省としても重要な場所だという認識がございます。昭和49年に自然環境保全審議会自然公園部会小委員会において、一ノ瀬駐車場の計画、事業の決定に際して、大清水以奥については、「緊急用または管理用車両等の必要最小限の車が使用するものとするよう指導されたい」ということで、環境省の中央審議会というところでこういう提言がなされております。

そういうことも踏まえて、一般車両の通行はできないということで現在に至っていますが、今回、大清水～一ノ瀬間を低公害車両が運行するに当たって、環境省から審議会のほうに報告をいたしました。

その結果が表の2段目の四角の中になります。大清水以奥の車道計画中止の経緯は、尾瀬の保全にとって重要な意味を持ち、また、自然保護の歴史上も大きな影響を与えた問題であると重く受けとめるべきということで、中央審議会のほうも慎重に進めていく必要があるということを提言いただいています。

また、鳩待峠の利用の集中が課題である尾瀬の利用分散に資するため、これまでの社会実験を踏まえて、次年度以降も限定的に実施されるものということでご理解をいただいています。なので、次年度以降、車両運行を目的とした路面舗装など、車道として整備は行うべきではないということをお願いしています。

さらに、次年度以降、事業者さんによって車両運行されますが、その影響とか、利用分散の効果については、検証を実際にされていないというか、実際に行われていないので、検証が十分ではないということですので、次年度以降についても、まだある意味実験段階であるのではないかとされておりまして。運行等のルールについてはしっかりと定めておくことが重要ということで、これについては、先ほど群馬県さんからもご説明いただいたとおり、関係者で協議しながら進めている次第です。

最後ですが、運行の影響や効果については、適切にモニタリング・検証を実施し、今後、小委員会、この中央環境審議会の小委員会に報告することということで提言がなされております。それを踏まえまして、環境省としましては、今後の対応方針といたしまして、中央環境審議会小委員会の結果を踏まえて、大清水～一ノ瀬間の車両運行に伴う利用状況の把握、環境影響、利用分散の効果などについて、群馬県さんと協力しながらモニタリング

等の調査を実施して、尾瀬国立公園協議会ですとか、あと適正利用小委員会において必要な検討・見直しを行っていきたいと考えています。

まだ具体的にどういう調査をするのかというところまで決まっていますが、想定している項目として、①利用状況の把握に関し、アの運行回数や乗車人数、乗車率等々のデータを収集、イ、利用実態の把握や現地確認調査を行っていきたいと思っています。また、②環境への影響の把握について、歩行者に対する騒音の有無ですとか、あと植生の定点モニタリング等々を行っていきたいと思っています。さらに、③尾瀬の利用分散への効果検証としまして、ア、利用者へのアンケート、イ、入山者数、宿泊者数等のデータをもとに、アと合わせて分散の効果を検証していきたいと考えています。

それを踏まえまして、3カ年程度のモニタリングにつきまして小委員会等で検討し、協議会、また、中央環境審議会にも報告をしていきたいと考えております。先ほどの小委員会の中で、モニタリングの項目等については、もっと検討が必要なのではないかというご指摘もいただいておりますので、この辺については、また有権者、地権者の方にもご相談させていただきながら、詰めていきたいと考えています。

今後の小委員会の対応方針ですが、低公害車両の運行や、鳩待峠の再整備など、これまで議論してきた内容を、引き続き次年度以降も関係者で協議していきたいと思っています。

また、これまでの議論以外にも、今後生じる課題などについては、今の小委員会のメンバーにとらわれず、再構築も視野に入れながら、発展的に小委員会を継続していければと考えております。特に、先ほど小委員会のほうでもご指摘いただいたのが、資料4の具体的な方策の(1)の②などの、戸倉を拠点とした交通体系の構築のあり方などをもっと検討すべきではないかというご指摘もいただいております。また、第一駐車場の全体のデザインなどは、登山者の動線や利用形態など、総合的な視点から考えていく必要があるというご指摘をいただいておりますので、そういったことを小委員会で継続し検討していきたいと思っております。また、大清水～一ノ瀬間に関しては、今、車道ということで砂利敷きの、これまで車を走らせるために整備をしてきたという経緯もありますので、砂利敷きの林道のようになっていますけれども、果たしてそれがそもそもいいのか？ということも検討すべきではないかというご指摘もいただいております。こういったご指摘も踏まえながら、環境省としても大清水～一ノ瀬間については今後も国立公園の所管官庁として引き続き適正に運行できるように、皆さんと協力しながら進めていきたいと思っております。

なお、今の現道については、群馬県が歩道として執行しておりますので、群馬県からも一

言、今後の対応について補足をいただければと思います。

【群馬県（代理）】 群馬県の尾瀬保全推進室長の吉田です。大清水～一ノ瀬間の車の運行については、皆さんにご理解いただきながら23年度から社会実験を始めまして、26年の試行で、いよいよ来年から事業者の営業運行に移行するという形で、県は、営業自体には直接関与しませんが、先ほどお話がありましたように、歩道部分の道路管理は当然群馬県がしっかりこれからも対応していかなければいけないと思っていますし、また、モニタリング等も含めて、今までやってきた事業がさらに成功をおさめるように、一生懸命対処はしていきたいと思っています。

また、片品村さんにも事務局の皆さんにお集まりいただいて、また私ども、それから環境省もまざりました交通対策協議会も設置していただいて努力いただいておりますので、これからも地元の皆さんと一緒にいろいろな面から検討して、この事業がうまくいって、利用の分散化、また、尾瀬の回遊型、滞在型の利用が進むことを目指しまして頑張りたいと思います。6月以降、雪解けを待って車の運行が始まりましたら、利用していただかないことには、なかなかこの事業自体もうまくいきませんので、皆様もPRも含めて、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

【片品自然保護官】 ありがとうございます。小委員会の報告は以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。今までご報告の小委員会の取り組みについて、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【片品村】 はい。

【斎藤委員長】 どうぞ。

【片品村】 尾瀬の分散化の問題については、私が9年以上前に村長になって以来、この問題が常に議題として出ていたわけですがけれども、なかなか前進できないということで、今から6年ほど前に提案させていただいて、そして多くの皆さんの協力をいただいてここにこぎつけたことを感謝申し上げます。

また、今まで小委員会のほうの課長として出席させていただきました木下浩美ですがけれども、いろいろな関係で今年の2月1日から副村長に任命させていただきました。この関係についても、ずっと携わってきた人間でありますので、今日の小委員会に出席させていただいて、それなりに現場の意見を述べられておりますので、それに対してぜひとも協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ほかには？環境審議会のほうからも意見が出されておりますけれども、この辺はモニタリングの項目の選定とか、いろいろ大変かと思いますが、その辺はよろしく願いいたします。

ほかにはございませんか？では、もしないようでしたら次にと申しますけれども、今、議事2で報告ありましたように、大清水～一ノ瀬間の取り扱い、または鳩待峠のあたり、それにかなり大きな、ある意味では変化にもなりますので、今までの意見を見ながら、または進めながら、取り組みをこの協議会のほうにもまた発表していただければと思います。その辺はよろしく願いいたします。

では、議事2を終わらせていただきまして、議事3その他についてです。まずは尾瀬保護財団より報告があるとのことですので、説明のほうをよろしく願いいたします。

【尾瀬保護財団（菊地）】 お配りの資料で、資料8というのがございますので、これらにより説明をさせていただきます。

尾瀬における外国人旅行者受入状況調査というのを先日実施させていただきました。

背景としては2020年、東京オリンピックの年に外国人旅行者が2,000万人以上という目標を政府で立てておまして、今現在、昨年2014年でどのぐらいだったかというところ、1,300万人だったようです。これが2,000万人ですから、これからどんどん、尾瀬においても外国からのお客様が増えていくであろうということが想定されます。

昨年の夏に行いました尾瀬サミット2014においても、これを議題といたしまして、その中で、現状の把握が必要であろうということが議論されました。そこで今回、尾瀬においてどのぐらい受け入れているのかとか、あとは尾瀬の関係者が受け入れについてどのようなお考えを持っているのかということ把握するために調査をさせていただきました。

調査の範囲としましては、この調査のきっかけが尾瀬サミットでありましたので、サミット参加の4市町村、地元の4市町村の範囲を対象とさせていただきました。その範囲内で、関係自治体ですとか、観光協会、土地所有者、管理者、そして山小屋等の宿泊施設やガイド団体、交通事業者など、400件余りに調査票を送らせていただいて、ファクスで回答をいただくというスタイルでございます。有効回収数が78件で、回収率19.5%、約2割ということになっております。あまり、回収率とすると、あまり高くなかったのですが、理由の1つとして考えられるのは、尾瀬地域では宿泊施設が冬期お休みをしているところもかなりありましたので、お答えができなかったというところも結構あるのではないかと考えられました。

また、今日お集まりの方々の中にも、この調査票、調査にご回答でご協力をいただいた方々もいらっしゃいますので、この場をおかりしまして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

調査に際しては、大きく公的団体として自治体、観光協会、それとあと、それ以外を公的団体以外と大きく2つに分けて調査をし、集計をさせていただきました。

調査結果ですが まず、尾瀬にはどのぐらい外国からのお客様がいるのかというところでは、これは主観で答えていただいたものですが、「よくいる」とか「たまにいる」というお答えが53%、「いない」というお答えが41%、大体このぐらいの感覚的なところであろうかと思えます。外国からのお客様が、全てのお客様に占める割合が「5%未満」とする回答が95%、5%未満ですからゼロ、全くいませんというお答えも含めてですけれども、そんな状況です。

そして1枚目の裏にいきますけれども、前年と比べるとどうかという質問について、2年分の短期的なところでは、「増えた」とか「減った」とか大きな変動があったというお答えは少なく、「変わらない」というお答えが多くを占めております。

そしてその次は、設問5のどこからのお客様、どこからの旅行者が多かったのかということ、上位3つの国を答えていただくという設問に対しては、中国からのお客様でしたという答えが一番多いわけです。その次に多かったのは韓国からのお客さまでした。これは、実際にどのぐらいお客様がいたのかという、この数字、国別の人数というのは、この調査の中では把握ができておりませんので、人数ではなく、傾向がこうだったとごらんいただければと思いますが、中国や韓国、台湾といった東アジアからのお客様がやはり多くを占めていて、そのほか、アメリカ、イギリス、ドイツなどのヨーロッパ、欧米からのお客様もそれなりに多くいらっしゃるということも見えてきたと思えます。

次に、受け入れについての考え方の設問7というグラフをごらんいただきますと、「積極的に受け入れたい」とか「受け入れたい」というお答え、合わせて45%です。「特に考えていない」というお答えも4割で、二極傾向が今のところ見られるというところです。一方、設問10で、公的団体、自治体ですとか観光協会は、「積極的に受け入れたい」とか「受け入れたい」を合わせて89%になりました。自治体や観光協会では、かなり前向きに捉えていらっしゃるところが多いというのがわかりました。

そして、設問6の受け入れのために実施していることについては、公的団体以外のところでは、多言語対応のパンフレットやホームページを用意していますとか、あとは案内表



記を多言語化したり、あとはインターネットの環境を整えたりという回答があるんですけども、一番多い回答が、特に何もしていませんというお答えが多く、その前の設問7の問いで受け入れに対する考え、「特に考えていない」という答えがかなり目立っていますので、そのあたりと呼応してくるのかという気がします。

そして一方、公的団体については、今実施していることは、多言語対応のパンフレットやホームページを用意していますとか、あとはインターネット環境を整えたり、あとは外国人を誘致していますというお答えも見られました。

そして、今後の事業予定ですが、これは公的団体だけにお尋ねしていますが、多言語対応のパンフレットやホームページを準備するとか、あとは誘致をすると、こんなお答えがありました。

そして、7番目です。今後必要なことや課題は何ですかという問いに対しては、目立つのは、ルールやマナーについて知らせることが課題であるとか、あとは受け入れ側にとってですけれども、外国語能力の習得をしたいと、必要だということ。あと、多言語による案内係の設置ですとか、あとはインターネット環境や食事についての配慮、こんなことが課題として上げられてきました。

そして、最後に国、県、市町村、尾瀬保護財団に期待することは何ですかという問いについては、マナーやルールの周知をされたいですとか、あとは多言語による案内表記など、そうした期待がいろいろ寄せられていることがわかりました。

こうしたこの調査は、おそらく尾瀬の中ではこれまでにあまりされたことのなかったものかと思われしますので、これをもとに、今後どのようなことをしていかなければならないのかということがやや見えてきましたので、今後どうするのかというのは、また関係者の皆さん方でご相談をしていくべきことなのだろうと考えております。

以上でございます。

**【斎藤委員長】**      ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見等ございますでしょうか。

**【自然公園財団】**      1点教えてください。

**【斎藤委員長】**      お願いします。

**【自然公園財団】**      国、中国と台湾とか、アメリカとイギリスって、どうやって区別したんですかね、答えた人は。アメリカ人とイギリス人って、宿帳に書いてもらえば、宿帳には国を書くかもしれないですけども、歩いている人が何人かというのは難しいですよ

ね。

【尾瀬保護財団（菊地）】 その設問に対して無回答という方もたくさんいらっしゃいましたが、おっしゃるとおり、宿帳などで判明したところのみお答えいただいたものだと思います。あとは団体のお客様ですと、ガイドから聞いたとか、そんなふうに明らかに判明ができた方のみがお答えをいただいているものでございます。

【自然公園財団】 ありがとうございます。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはないでしょうか。

では、もう1つ報告があるということですのでお願いいたします。

【片品自然保護官】 環境省のほうからご報告とご了解ということで、1点ご説明させていただきたい事項がございます。特に資料はご用意していませんが、木道の保存剤の取り扱いについてです。平成25年度に策定しました尾瀬国立公園の管理計画の中で、木道の構造の中に、保存剤については「周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で、使用することができる」と記載されております。現在、尾瀬国立公園の中で今、環境省が整備している歩道だけでも22キロありまして、今後整備するものも含めると、32キロ程度の延長距離になります。今現在の環境省の年間の尾瀬の整備費が、群馬県、福島県、それぞれ5,000万程度ですので、それで実施していきますと、全路線を整備した後にメンテナンスをして架け替えていくと、大体28年ぐらいかかってしまうという計算になり、今の無垢の木道が大体10年前後で腐朽してしまうことを考えますと、到底再整備が間に合わないという状況になっております。

平成25年度の管理計画にも、そういう背景も含め、環境への影響が及ぼさないということを確認した上で、保存剤を使えるという形に改定しております。最近の国立公園の中でも、日光の戦場ヶ原などでも木道のところの中で、同じような湿原地帯で保存剤を使っていたり、ほかの国立公園でも保存剤の取り扱いを使って導入しているところは多々あるところです。ただ、尾瀬国立公園の中で、自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で使用することができるということで、尾瀬ではこれまで使ってこなかったのが、自然環境に影響を及ぼさないことをどのように確認するかということですが、最近の保存剤の開発業者などでは、JIS規格とかJASというのを取得するのに、環境への影響、安全性というのを大変厳しく検査して、その検査基準に合格したものを出しているというような製品が多々あります。具体的にどういう検査をしているのかというと、水槽の中に魚を入れて、一定濃度の保存剤を加えていって、96時間とか、一定時間泳がせた後に、その魚

がどれだけ死亡するかとか、オオミジンコでも同じような実験をしていたりとか、あと、その保存剤を使ったプランターに植物を植えて、一定期間栽培した後に影響が出るかどうかというような調査をしています。そういったことを調査して、死亡率とかないというのがわかったものについて、環境省としても今後保存剤として導入していきたいと考えているわけですが、具体的な調査結果については、お知りになりたい方は資料をご提供させていただきたいと思いますが、これについて、もし何かご意見あれば伺えればと思います。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見等ございますでしょうか。

【尾瀬山小屋組合長】 今、木道の関係について提起がございました。生物に影響を及ぼさないかというお話もあるんですが、尾瀬というのは植物が環境に対して、大変弱い植物ではないかと私は考えております。したがって、今の導入についてしっかりした検証なり、実験結果なり、そういうものを持って検討されることを強く要望したいと思います。特に山小屋も、建物が建っておりますので、果たしてそういうものが全部適正なのかどうか、山小屋としてもまた考えていく必要があるのかなと、こういうこともございますので、ぜひ植生に対する影響も合わせて検討させていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはございますか。どうぞ。

【檜枝岐村（代理）】 檜枝岐村長の代理の平野と申します。今回、尾瀬国立公園のことで、協議会ということで、尾瀬の関係者の方々に集まっていたので、わかっている方に答えていただきたいのですが、今、燧ヶ岳の見晴新道ですけれども、通行止めとなっておりますが、その進捗がわかれば教えていただきたい、また、開通見込みがわかれば教えていただきたいとおもいます。よろしくお願いします。

【福島県（代理）】 福島県の森藤と申します。今の檜枝岐さんから紹介のあった見晴新道の通行止めについては、私、施設担当でないので、今日、皆さんにお答えできる内容で聞いてないものですから、後でお聞きして連絡するようにしたいと思います、それでよろしいでしょうか。

【檜枝岐自然保護官】 環境省です。檜枝岐村からお話があったように、見晴新道は、現在、土石流が流れて大変危険だということで通行止めとしているところです。今、関係者で集まって迂回路策定について協議を行い、その方向で進めようという合意をとって進

んでいるところだと思いますが、福島県が主体となりまとめているところですが、そこは国有林の土地になっており、保安林の解除の様子を伺いながらその事業が進むということになっておりますので、その辺につきましては関東森林管理局のほうで、今日出席されている方がわかるようでしたら、現在、その保安林の解除の手続がどのようになっているのかご説明していただければ、少しめどがわかるのではないかと思います。

【関東森林管理局】 関東森林管理局計画保全部長、井手でございます。私どもは保安林の解除云々ということ以前の問題として、まず土地の管理者として土地をお貸しする立場にあります。同時に、あのあたり一帯は森林生態系保全地域と申しまして、私どもの、森林をどういうふうに取り扱っていくかといういろいろな分類がありますが、その中でも最も自然環境の保全に配慮をしなければいけないところだということ、これはあくまで林野庁関東森林管理局の方針書の中での話ではございますが、そういう地域に定めております。

保安林につきましては、これは森林法という法律の中で、福島県が一義的には権限を有していらっしやいまして、我々はどちらかということ、もちろん林野庁の組織ですから、そこは自分たちで最大限の判断はいたしますが、最終的には福島県と協議をしながら解除にこぎつけられるかどうかということを進めていくという、いろいろな立場がございます。

まず、最初に申し上げました土地の管理者及び森林生態系保全地域という特上地域の取り扱いにつきましては、いろいろご相談を受けておまして、その中で今の溪流沿いの登山道というのは、そもそもの安全性という面で危ないだろう。それから、仮にその溪流沿いの中を、土木工事をやって強引に固めていくという手もあるかもしれないけれどもということも議論されたと聞いておりますが、それよりも尾根沿いのもっと地質の強いところに移したほうがいいのではないかというようなことを、いろいろ関係者の皆様で協議されていると。もちろんその中には学識経験者の先生方の意見も聞きながら、福島県が中心となってその辺の話を進めていらっしやって、そういうお話であれば、私どもとしても尾根沿いの歩道に仮につけ替えを行うのであれば、生態系保全地域から一部必要な用地を解除して、外して、そこは歩道の用地としてお貸しする。そのことについては、基本的には今のところ、その方向でよろしいのではないのでしょうかということまで内々に同意させていただいているところでございますが、いずれにしましても、福島県が今中心となって最終的な取りまとめを行っていると聞いております。それで、その方向で大体の絵が決まれば、次は森林が崩れるか崩れないかといったような保安上の問題点につきまして、福島県の林

務の担当の方々と協議を行いながら、多分その点につきましては、私どもは大丈夫だと実は内々には判断しておりますが、そこも別途協議させていただいて、それでどちらも大丈夫ということになれば、めでたくつけ替えが可能となると、こういう手順だと理解しております。

以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。今のでよろしいでしょうか。

【檜枝岐村（代理）】 そうですね。なるだけ早く協議を進めていただいて、見晴新道の開通に向けてみんなで取り組んでいただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

あと、もう1つよろしいですか。燧裏林道のシボ沢大橋（吊り橋）がありますが、それが今年、檜枝岐村は観測史上一番の積雪で、檜枝岐村内で3メートル40ぐらいの積雪があり、シボ沢大橋が一部損傷しました。こちらも尾瀬ヶ原に行く福島県側のルートとしては重要なルートでありますので、今回、関係される方々に理解していただき、復旧に努めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【斎藤委員長】 今の答えは、一応福島県ということによろしいですか。

【福島県（代理）】 はい。これにつきましては施設担当のほうでも、業者の方とか、そういったことで打ち合わせなり、いろいろしております。ただ、予算的な面とかいろいろあります。担当者は、できるだけ復旧に努める方向で話を進めておりますので、情報がわかり次第、あと、県のホームページで表示していくような話をしていましたので、それで見ただけであればと思っています。

以上です。

【関東森林管理局】 すいません。保安林のことで、少し私間違ったことを言ってしまったかもしれないので訂正させてください。

保安林の種類によりますが、国有林の保安林内の保安林の場合は、必ずしも福島県だけで判断がつくものではない場合があります。最終的に農林水産大臣が権限を持っている場合もありまして、その場合は、あくまで福島県とは協議、相談という形になります。ただ、いずれにしても福島県庁との合意がないと、進めるつもりはこちらもございませんが、まずは生態系保全地域というものから考えた点において、そこを用地としてあけるのがいいのかどうかという点で、まず私ども判断させていただいて、その上で保安林につきましては県庁と最低限でも相談をしながら進めていくということでございます。

以上です。

【斎藤委員長】 よろしくお願いいたします。何かまだ、ほかにはご報告等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【魚沼市観光協会】 皆様のお手元にお配りしてあります写真集の紹介です。一昨年に魚沼市の職員を退職され、今、尾瀬の認定ガイドをしている星義廣による撮影の写真集、『魅せる尾瀬』というのがこのたび自費出版されることになりました。情報発信の1つとして写真集を自費出版したいと、そして、魚沼からの尾瀬～魚沼ルートを是非紹介したいという気持ちでつくられたそうです。魚沼市観光協会としても、それであればバックアップしましょうということで今日はお持ちしました。また、議論の中にも出ておりました利用分散等にも一助になればというようなことも考えてのことだということですので、ぜひご紹介させていただきますし、ご利用いただければ幸いです。

以上です。

【斎藤委員長】 ありがとうございます。ほかにはご報告等ございますか。もしないようでしたら、議事の3をこれで終わりにしたいと思います。

進行をご協力いただきまして大変ありがとうございました。進行は事務局のほうにお返しいたします。

【片品自然保護官】 斎藤先生、議事進行どうもありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、ご議論いただきどうもありがとうございました。

以上をもちまして、第12回尾瀬国立公園協議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

また、この後6時から懇親会のほうを設定しておりまして、ご参加いただける方、よろしくお願いいたします。場所につきましては、入り口の椅子の上に、地図と、あと出席いただける名簿を裏面に記載しているものがございますので、そちらをお持ちいただいて、時間になりましたらご集合いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

— 了 —